厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表
令和５年10月30日

# 令和５年度「過重労働解消キャンペーン」に関する協力要請を県内の主要な労使団体等に行いました。

平成26年11月に施行された「過労死防止対策推進法」において、11月は**「過労死等防止啓発月間」**とされています。

このため、厚生労働省及び各都道府県労働局では、同月間に、長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う**「過重労働解消キャンペーン」**を実施しています。

この取組の一環として、滋賀労働局では、キャンペーン期間を前に、県内の主要な68の労使団体等に対し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の積極的な取組に向けた協力要請を行いました。

滋賀経済産業協会　　日本労働組合総連合会滋賀県連合会

この記事に関するお問い合わせ先
労働基準部監督課　ＴＥＬ：077-522-6649